○外務省告示第三百四十三号

平成二十一年三月二十六日にカイロで、エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同年七月三日に効力を生ずる。

平成二十一年六月二十九日

外務大臣　中曽根弘文

エジプト・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定

日本国政府及びエジプト・アラブ共和国政府は、

日本国とエジプト・アラブ共和国との間に存在する経済的、科学的及び技術的な分野における協力関係を一層強化することを希望し、また、千九百五十七年三月二十日に署名された日本国とエジプトとの間の文化協定及び千九百八十三年六月十五日に署名された技術協力に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の協定を想起し、

アラブ及びアフリカ地域における科学技術を促進することの重要性を確認して、

次のとおり協定した。

第一条

両締約国政府は、それぞれの国内法令に従い、かつ、それぞれの毎年の予算の範囲内で、エジプト・アラブ共和国政府の主体性の原則及び両締約国政府間の協同の原則に基づき、エジプト・日本科学技術大学（以下「大学」という。）の設置を通じ、両国間の経済的、科学的及び技術的な協力を促進する。

第二条

1　エジプト・アラブ共和国政府は、この協定に従って大学を設置する。日本国政府は、大学がエジプト・アラブ共和国並びにアラブ及びアフリカ地域における高等教育及び科学研究のための卓越した拠点となるべきであることを考慮して、大学の設置を支援するためにあらゆる努力を払う。

2　大学は、日本式の教育、研究及び訓練の手法を導入することを通じて、エジプト・アラブ共和国において科学技術分野での人的資源の開発に係る能力の構築を強化し、もって両国間の経済的、科学的及び技術的な相互関係の発展に寄与することを目的とする。

第三条

エジプト・アラブ共和国政府は、アレクサンドリア県ニュー・ボルグ・エル・アラブ市にある二百フェダーン（約八十四万平方メートル）の敷地を大学に割り当てる。大学は、当該敷地内の建物及び施設の建設が完了するまでの間、同市のムバラク科学研究・技術応用都市に一時的に置かれる。

第四条

1　大学の運営機関は、理事会とする。

2　大学の学長は、エジプト・アラブ共和国又は日本国のいずれかの国籍を有する者とし、理事会によって指名される。副学長の一人又は首席顧問は、他方の国の国籍を有する者とする。

3　大学は、あらゆる国籍の学生、特にエジプト・アラブ共和国その他アラブ及びアフリカ地域の諸国からの学生に対して開放される。

4　大学における教育、研究及び訓練並びに大学の運営に係る計画は、日本の最良の慣行に従う。

第五条

1　大学は、次の学部及び研究所を含むが、これらに限定されない。

(a)　工学部

(b)　国際ビジネス・人文科学部

(c)　両締約国政府間で合意される研究所

2　各学部及び研究所の詳細は、両締約国政府間の協議を通じて決定する。

第六条

両締約国政府は、それぞれの国の科学、大学及び実業の分野の関係者が大学の活動を支援することを奨励する。

第七条

両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の効果的な実施を確保するために相互に協議する。

第八条

この協定の解釈又は適用に関して両締約国政府間に生ずるいかなる紛争も、交渉その他の平和的手段を通じて解決する。

第九条

1　この協定は、それぞれの締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの憲法上の手続を完了したことを確認する書面による通告を外交上の経路を通じて行った日のうち、いずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、五年間効力を有するものとし、さらにそれぞれ五年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。ただし、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの五年の期間が満了する百八十日以上前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告した場合は、この限りでない。

3　この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年三月二十六日にカイロで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

石川薫

エジプト・アラブ共和国政府のために

ファイザ・アブルナガ

ハーニー・ヒラール

○外務省告示第三百四十四号

コモロ連合政府は、平成十二年一月二十九日にモントリオールで作成された「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」の加入書を平成二十一年三月二十五日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十一年六月二十三日にコモロ連合について効力を生じた。

（平成二十一年三月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年六月二十九日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第三百四十五号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十一年五月二十六日に効力を生じた。

（平成二十一年六月二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十一年六月二十九日

外務大臣　中曽根弘文

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの1A群中「独立行政法人緑資源機構」及び「独立行政法人メディア教育開発センター」を削る。

○財務省告示第二百十五号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する第九回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

平成二十一年六月二十九日

財務大臣　与謝野　馨

寸法	全体	縦二百六十八ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	本券	縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ	「財務省印」の白すきちらし
表面		彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様
		「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字
裏面		彩紋、唐草模様及び文字
その他		各賦札に切取り用刷り目打ち

全体	こい赤色
本券	明るい灰青色、明るい灰紫色及びくすんだ黄緑色
賦札	赤色 白抜き 黒色
	こい赤色

（備考）　第九回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。